

## 文京区ヤングケアラー支援対策関係者連絡会設置要綱

2022 文福福第 244 号 令和 4 年 6 月 23 日区長決定  
2022 文福福第 956 号 令和 5 年 3 月 1 日部長決定

### (設置)

第 1 条 区におけるヤングケアラーの支援について、必要な事項を検討及び推進するため、文京区ヤングケアラー支援対策関係者連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第 2 条 連絡会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 区におけるヤングケアラーの支援体制の検討及び関係機関との連携に関すること。
- (2) 国及び先進的な取組を行う地方公共団体の動向並びにヤングケアラーに関する情報の把握に関すること。
- (3) ヤングケアラーの調査、研究及び普及啓発活動に関すること。
- (4) 前 3 号のほか、ヤングケアラーの支援等に必要な事項に関すること。

### (組織)

第 3 条 連絡会は、別表第 1 に掲げる者のうちから区長が委嘱し、又は任命する委員をもつて組織する。

### (任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から 2 年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第 5 条 連絡会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、福祉部地域包括ケア推進担当部長の職にある者とし、連絡会を代表し、会務を総理する。  
3 副会長は、福祉部福祉政策課長の職にある者とし、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第 6 条 連絡会は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めたときは、事案に関係のある者に出席を求め、意見を聞くことができる。

### (作業部会)

第 7 条 連絡会の下に文京区ヤングケアラー支援対策関係者作業部会（以下「作業部会」という。）を置くことができる。

2 作業部会は、別表第 2 に掲げる者をもって組織する。  
3 作業部会は、次に掲げる事項を協議し、その結果を連絡会に報告するものとする。

- (1) ヤングケアラー支援における課題に関すること。
- (2) ヤングケアラーの実情に応じた施策及び制度の検討に関すること。
- (3) ヤングケアラーに関わる区民及び関係者への啓発、実態調査等の検討に関すること。
- (4) 前 3 号のほか、ヤングケアラー支援等に必要な事項

4 作業部会は、必要に応じて第5条第3項に規定する副会長が招集し、これを主宰する。  
(支援ネットワーク会議)

第8条 連絡会は、文京区ヤングケアラー支援ネットワーク実施要綱(2022文福福第955号)  
第6条第3項の規定により支援ネットワーク会議が協議した内容について、その結果の報告を受けることができる。  
(守秘義務)

第9条 連絡会又は作業部会に出席した者は、連絡会等において知り得た個人に関する情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(謝礼)

第10条 第3条に規定する委員及び第6条第2項に規定する委員以外の者で連絡会に出席したもの(区職員を除く。)に対しては、予算の範囲内において謝礼を支払うことができる。  
(庶務)

第11条 連絡会の庶務は、福祉部福祉政策課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営等に関し必要な事項は、福祉部長が別に定める。

#### 付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

#### 付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

## 連絡会 委員

文京区 会長 副会長	福祉部地域包括ケア推進担当部長 福祉部福祉政策課長 福祉部高齢福祉課長 福祉部地域包括ケア推進担当課長 福祉部障害福祉課長 福祉部生活福祉課長 福祉部介護保険課長 子ども家庭部子育て支援課長 子ども家庭部幼児保育課長 子ども家庭部子ども家庭支援センター所長 保健衛生部予防対策課長 保健衛生部保健サービスセンター所長 教育推進部教育指導課長 教育推進部児童青少年課長 教育推進部教育センター所長
教育関係	区立幼稚園代表 区立小学校代表 区立中学校代表 区立児童館代表 文京区青少年委員代表 文京区青少年プラザ（b-lab）代表
子育て関係	区立保育園代表
福祉関係	文京区社会福祉協議会事務局次長 高齢者あんしん相談センター代表 障害者基幹相談支援センター代表 文京区民生委員・児童委員協議会代表

別表第2（第7条関係）

作業部会 委員

福祉部	福祉政策課長 福祉政策課福祉保健政策推進担当主査 高齢福祉課地域包括ケア推進係長 障害福祉課身体障害者支援係長 生活福祉課自立支援担当主査 介護保険課認定調査係長
子ども家庭部	子育て支援課子育て推進担当主査 子ども家庭支援センター児童支援・予防係長
保健衛生部	予防対策課精神保健係長 保健サービスセンター保健指導係長
教育推進部	教育指導課指導主事 1人 児童青少年課青少年係長 教育センター学校支援係 1人